

第4回川口市総合計画審議会 議事概要

- 日時：平成27年3月12日（木） 10時～10時45分
- 場所：鳩ヶ谷庁舎 3階 304・305会議室
- 出席委員：小嶋会長、金井副会長、齋藤委員、吉田委員、松本委員、小林委員、金子委員、石川委員、岡田委員、金澤委員、武井委員、龍口委員、邊田委員、山岡委員、山崎（ゆ）委員、山崎（さ）委員、操木委員、谷田部委員
- 欠席委員：伊藤委員、小原委員
- その他出席者：蓮尾政策審議監、橋口企画財政部長、清水市長室長、大津総務部長、沢田危機管理部長、岩城理財部長、小西市民生活部長、大久保福祉部長、安田健康増進部長、飯田健康増進部理事、高橋環境部長、平石経済総務課長（経済部長代理）、押田建設部長、栗津技監兼都市計画部長、境沢都市整備部長、黒須下水道部長、田中水道部長、弓場医療センター事務局長、江連生涯学習部長、茂呂学校教育部長、榎本消防長、鈴木政策審議員、田村政策審議員、横溝政策審議員、宮澤政策審議員、瀬切総合政策課長、小山総合政策課長補佐兼総合政策係長、小川主査、芝崎主任、吉川主任、芦澤主任、山本主事、野村総合研究所横山氏
- 議題：議事
 - (1) 第3回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告について
 - (2) 基本計画の概要について
 - (3) 平成27年度審議会等のスケジュールについて
 - (4) その他
- 傍聴人の数：1名
- 会議資料：次第
 - 第3回川口市総合計画審議会 議事概要
 - 資料1 第5次川口市総合計画書の構成（案）
 - 資料2 基本計画全体イメージ図
 - 資料3 施策・単位施策の一覧
 - 資料4 平成27年度審議会等スケジュール
 - 参考資料 川口市総合計画策定条例
 - 持参資料1 第5次川口市総合計画案文
 - 持参資料2 第3回審議会での検討・調整事項の修正案

1. 開会

- ・会長より平成 26 年度第 4 回川口市総合計画審議会の開会宣言があった。
- ・会長より欠席委員の報告があった。
- ・審議を傍聴したい旨の届出が 1 名より提出があり、これを許可した。

2. 議事

- ・事務局から配布資料の説明があった。
- ・本日の会議録署名人の選任があった。

(1) 第 3 回審議会での検討・調整事項の検討結果の報告について

【会長】

それでは早速審議に入る。まず、議事の (1) 第 3 回審議会での検討、調整事項の検討結果の報告について事務局から説明願います。

【総合政策課長】

委員の皆さんから、第 3 回審議会とその後 1 月 30 日までの期限で提出いただいた意見をもとに、修正した内容を報告する。修正については、前回同様、事務局にて関係部局と検討・調整し、学識の先生方のアドバイスをいただき、整理した案を正副会長と確認のうえ、まとめている。

事前に送付した「資料」に、いただいた意見と修正文を記載しているので、ピンク色の冊子の計画案文と照らし合わせご覧いただきたい。

「ご意見 1」は、計画案文 15 ページ、基本理念の 2 つ目「多様な主体の共生共栄」の主体として、1 行目に「企業・市民団体・地域住民」とあるが、様々な法人や NPO など地域の中で役割を担い活動しているので、説明の中に加えることができないかとの意見をいただいた。

この意見に対しては、「企業・市民団体・地域住民」の表現を「市民・地縁団体・市民団体・事業者」に変更した。川口市協働条例の「用語の定義」を引用し整理した。その定義では、「市民団体」とは共通の関心に基づき自主的に形成された団体で、いわゆる NPO 法人、ボランティア団体などを含んでおり、また「事業者」とは、市内で営利活動を行う個人や法人を含んでいる。これらのことから、意見をいただいた「法人や NPO」について、具体的な記述ではないが、それらをすべて含めた表現に整理した。

「ご意見 2」は、同じく基本理念の 3 つ目「持続可能な市政運営」について、行政がどうあるべきかという行政運営の視点は、基本理念の考え方とは異なるので、違和感があるとの意見をいただいた。

この意見に対しては、基本理念の考え方をあらためて確認し、検討した結果、「持続可能な市政運営」を削除し、新たな基本理念を設定した。また、前回の審議会で副会長から、

基本理念として「市民の幸せや市民の暮らしを守るために行政がある」という考え方を示す方がよい、との意見をいただいたので、これを踏まえ、「市は様々な要因により多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民と連携して対応することが必要であり、それにより市民が豊かさや幸せを実感し、住み続けたいと思えるまちづくりを行っていく」という考え方を、3つめの基本理念として示した。表題としては「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」とした。これに伴い、冊子の15ページの上から2行目の「持続可能な市政運営」についても削除し、新たに設定した基本理念に書き換えた。

「ご意見3」は、計画案文16ページの将来都市像について、説明では「しなやかでたくましい」と表現した根拠に、「鋳物」と「植木」を例示しているが、それだけではまちのイメージがわからないとの意見と、そういったことがもっとわかりやすいように、説明に加えるべきではないか、などの意見をいただいた。

この意見に対しては、説明の2段落目に「時代の変化や多様化する市民ニーズに対応するしなやかさを持ち、困難な課題にも市民と行政が一体となって力強くたくましく臨んで行くまちづくりへの想いをこめた」という文言を加え、具体的にどのような「しなやかさ」と「たくましさ」をめざすのか、わかりやすく書き加えた。「しなやかさ」は、刻々と変化する社会情勢の変化を機敏に捉え柔軟に対応するという意味と、「たくましい」は、不況などのつらい時でも市民や行政が皆で力を合わせて乗り越えていけるたくましさ、を表現している。

「ご意見4」は、「合併を経て全市域が均衡のある発展をしていけるようなまちづくりを推進していく」、といったことをどこかに記述した方がよいとの意見をいただいた。

この意見に対しては、序論の3-4の(1)鳩ヶ谷市との合併や、3-5(1)市全体の特色あるまちづくりで、一体的なまちづくりについて記載しており、また、めざす姿の1つである「誰もが“安全で快適に暮らせるまち”」の中でもインフラにおける市内全域の整備を記載していることから、これらを踏まえ、基本計画で具体的な記載をしていきたいと考えている。

「ご意見5」は、計画案文16ページ、17ページのめざす姿の2つ目「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」の最後の表現が、ここだけ「欠かせません」となっており、他の「めざします」などに合わせた方がよいとの意見、また、同じく「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」について、ここだけ書き込みすぎているので、バランスを取った方がよいとの意見、さらに、3つ目の「産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”」の中で「本市の魅力などを市内外に発信して…」とあるが、「市内外」だけでは小さい気がするのでもっと拡大した表現に、との意見や、6つめの「市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”」については、行政の経営課題が記載されているが、それらを解決することで、どのようなまちをめざすのかという視点で、記載すべきとの意見をいただいた。

これらの意見に対しては、まず、文末の表現を全て「〇〇なまちをめざします」で統一

した。これによって文章の変更や組み換えが生じ、資料のとおりの記述に修正した。

次に、「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」では、文末を「一人ひとりの個性や魅力を伸ばせるまちをめざします」と変更したことに加え、ここだけ書き込みすぎているとの意見を反映し、文章を整理した。

また、「産業や歴史を大切にしたい“地域の魅力と誇りを育むまち”」でも、文末の表現を「まちをめざします」という表現に変更した。これに伴い、内容はほとんど変えていないが文章を組み替え、一段落目は「地域経済の基盤をしっかりと築いていきます」という方向性を示す表現を、「文化芸術など多種多様です」と状況の説明をしたうえで、文末の表現を「産業や歴史を大切にしたい地域の魅力や誇りを育むまちをめざします」に変更した。

さらに、「市内外」では小さい感じがするとの意見に対しては、「様々なまちの魅力を広く発信して…」と変更した。

そして、「市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”」については、行政運営が目的のように記載されている部分を改め、最後の部分にあるように、「計画的かつ効率的な行財政運営を行うことで、自立的で市政運営を力強く推進するまちをめざします。」と変更した。

「将来都市像」については、その他、ここには記述していないが、「しなやかでたくましい都市 川口」の「都市」について、めざす姿ではひらがなで「まち」と表記しており、「都市」よりも「まち」とした方が親しみやすい、との意見があった。これに対しては、まず、将来都市像として設定していることから「都市」としていること、「しなやかでたくましいまち」とすると、全てひらがなでの表記となり、読み取りにくいのではないかと考えたことなどから、このままの表現とした。ちなみに第4次でも「新産業文化都市 川口」との表記になっている。

最後に「5. 総合計画の実現に向けて」だが、基本構想の中の他の部分との重複が多く、これまで重複した表現は避けるようにとの意見が多かった。また、ここでは計画の実現に向けて行政が主体的に取り組むべき重要なポイントとして「市民との協働」と「効果的、効率的な行政運営」の2つをとりあげたが、そもそも総合計画の実現はこの2つのみならず、将来の姿として掲げた6つのめざす姿の実現に向けては、様々な施策、事業を展開していくことにより実現できるものであることから、各めざす姿を実現するため、基本計画の内容をしっかりと書き込んでいくこととし、5については削除した。

いただいた意見に対する修正の報告は以上である。

【会長】

ただいま事務局から前回の審議会の検討、調整事項となっていたものについて、説明があった。委員の皆さん方には事前に配り、検討いただいたと思う。特に何かあれば意見を伺いたい。特に意見がなければ、このまま修正案のとおりでよろしいか。

【委員】

(良しとの声あり)

【会長】

ありがとうございました。それでは皆さん方から了解をいただいたので、次の議事に移りたいと思う。

それでは、議事の(2)基本計画の概要について、事務局から説明願います。

(2) 基本計画の概要について

【総合政策課長】

資料1をご覧いただきたい。今回までに、3の序論、4の基本構想の部分について、ひとつおりの審議をいただき、先ほど修正案についても確認いただいた。次回からは基本計画の審議に入っていくため、まず構成について、説明する。

5の基本計画であるが、5-1基本計画総論では(1)基本計画の趣旨として、基本計画の位置づけや計画期間、計画の構成イメージ、中核市への移行に関することなどを記述している。

(2)の人口の推計では、本市の将来の人口と世帯数の推移を、住民基本台帳の数値を元に、推計したものを記述している。

(3)の土地利用構想では、本市の資源である土地利用の方向性について、長期的な観点から、総合的、計画的に進めていくための考え方を、既存の「都市計画基本方針」との整合を図って記述している。

(4)の施策、単位施策の一覧では、審議した「6つのめざす姿」を具体化するために、今後市として推進すべき「施策」と、その施策の実現のために取り組む、より具体的な「単位施策」をまとめたものを記述している。この施策、単位施策の一覧については、資料3で後ほど説明する。

次に、5-2基本計画各論であるが、第1回目の審議会では説明したとおり、第5次の総合計画では、第4次での行政分野別での構成ではなく、基本構想で設定した6つの「めざす姿」を、基本計画各論として、それぞれ章立てし、まとめていく。(1)から(6)までのめざす姿を1つずつの章とし、1つの章の中には当該施策を1つの節として内容を書き込んでいく。

5-3「地域別計画」では、本市の市域を従来どおり10地域に分け、それぞれの特徴や課題を捉え、地域の実情に即した取り組みやまちづくりの方針を記述している。

最後に5-4の個別計画一覧では、基本計画各論のそれぞれの施策に関連する個別の計画を一覧にまとめる。これらの個別計画は、総合計画と密接に関連することから、計画の名称、概要、計画期間等を表にして記載するものである。

次に、資料2をご覧いただきたい。総合計画の全体像として、基本計画の位置づけと構

成のイメージ図となっている。一番上に基本構想があり、その中には基本理念、将来都市像、本市がめざす姿を示している。そこから、基本計画へつながり、本市のめざす姿ごとに様々な施策を盛り込んでいく。また、その中には様々な施策を各地域ごとの視点でまとめたものが地域別計画として含まれている。

基本計画全体をみて、中央の施策群は、図の左側にある「人口推計」、「土地利用構想」と関連していること、また右側にある「個別計画」も基本計画各論と密接に関係し、整合がとれたものとなっていることを示している。

また、この基本計画の下には、3年先を見通して毎年策定する「実施計画」があり、詳細な取り組み、事業が書き込まれることになる。

そして、基本構想・基本計画・実施計画から構成される総合計画は、本市の最高規範である自治基本条例の趣旨を尊重したものとなっている。

次に施策、単位施策の一覧について説明するので、資料3をご覧ください。

これは、さきほど説明したが、6つの「めざす姿」を基本計画各論として章立て、その実現のために取り組む「施策」と、具体的にどのようなことに取り組むのかを「単位施策」として、一覧にまとめたものとなっている。

まず、各論の1つめ「全ての人にやさしい“生涯安心なまち”」では、4つの施策を設定している。そして、その1つめの施策「健康を育むまちづくり」では、より具体的な取り組みとして「a 保健・予防活動の推進」、「b 医療体制の充実」、「c 医療保険制度の充実」の3つの単位施策を設定している。

そして、計画書では、この各施策1つごとに、資料の2枚目にあるような紙面の構成を考えている。2枚目の例示をご覧ください。上から施策名、基本方針、目標指標、そして、それぞれの施策の経緯や現状、課題などについて、市民意識調査や各種アンケート、ヒアリングなどの結果や、第4次計画の検証などから抽出し整理したものを、「主な背景事象」として記載している。右側には、その背景事象を受けて設定した単位施策ごとに、どんな取り組みを行っていくのかを「主な取り組み」として具体的に記述している。

左端に記載の主要キーワードは、基本計画素案作成の過程で、施策ごとの背景として、本市の強みと弱み、本市に関わる世の中の動きなどを合せて分析する「SWOT分析」を行い、各部局との協力により抽出したものをもとに、背景事象や具体的な取り組みを考えるうえで、特に重要なものとして短い文言で表している。

またこれは、各施策ごとの課題や事象の内容を端的に表す索引のような役割をしており、この施策の中で捉えるべき内容がわかりやすく明確になっている。

その他ここでは、施策に関連し、担当部門で策定している個別計画についても記載するが、さきほど説明したように、5-4でこの計画を一覧にまとめたものを記載する。

この紙面はあくまでも例示で示したもので、現在、この内容について、各部局の協力のもと調整中で、次回からの審議会に向けて、基本計画素案として準備をしているところである。

1枚目にお戻りいただきたい。2つ目の施策以降も同様にまとめ、最後の「市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”」の「3行政経営の基盤強化」まで、全23の施策について、それぞれ見開き2ページを基本として記載していく。この内容についてが、5-3の地域別計画とあわせ、次回からの審議会での審議の中心となるものである。委員の皆さんから様々な意見をいただきながら、策定を進めていきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。基本計画の概要についての説明は以上である。

【会長】

ただ今事務局から基本計画の概要について説明があった。委員の皆さん方から質問あるいは意見はあるか。

【委員】

資料1の5基本計画、5-3地域別計画であるが、記載されている圏域でやっていくというのは分かるが、連合町会単位での区分けもある。例えば、青木地区でいうと、青木連合町会や上青木連合町会、前川連合町会も入るが、前川と青木だと全然生活圏が違っている。資料に記載されている圏域を踏襲しているのは、昭和20年代30年代から、それぞれの村が合併し、市の変遷が成り立ってきたからではないか。この地域別計画の10の圏域を細かくしたほうが良いのかをここで議論してもいいのではないか。同じ圏域で、生活圏域が全然違うということがあったりするため、見直すのも一つの考え方ではないかと思う。必要な提案であればいいのだが、一応、意見として申し上げたい。

【総合政策課長】

委員がおっしゃったように、この10地域については、川口が歴史的に合併を繰り返し、今の形になった経緯がある。総合計画では、こちらの区域を基本として、鳩ヶ谷との合併前までは9地域、そして鳩ヶ谷との合併を経て現在の10地域ということで区切っている。細々とした地域分けの組み替えについては、例えばだが、個別計画でいろいろな計画があるので、それによっては、この10地域で捉えていないところもあるかと思う。

【副会長】

区域の分け方について非常に重要な指摘だったと思う。各個別計画でも、いろいろな施設それぞれに、いろいろな区域分けの事情があると思う。区域の考え方として10の区域に分けたというのは、川口市は歴史的に、合併を前提にしてきており、旧市町村の区域をそのまま使っている。今回特に鳩ヶ谷と合併したという意味で、この慣例に従うというのは一つのあり方ではないかという気がする。ただ、総合計画は、各種個別政策領域とも関わることから、各種個別政策で区域分けがどうなっているのかという事情の整理だけは行い、この10の区域でよいのかどうかを決めていけばよいのではないか。

【委員】

5-2の基本計画、各論というところだが、この(2)「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」というように子どもから大人まで幅広く取り上げているが、4月から川口市にも子ども部ができる。その中で、子どもから大人ということではなく、大人は(1)にも入っているので、この(2)に関しては、子どもに特化した計画各論にしてはどうか。

【総合政策課長】

基本計画では、基本構想で設定した6つのめざす姿を各論で章立てしている。資料3にあるが、基本計画各論として、「B、子どもから大人まで“個々が輝くまち”」の章立てで、施策と単位施策を組んでおり、表記については、「子どもから大人まで」で承認をいただいているところである。

【委員】

先ほどの地域別の話だが、今まで9つの地区があり、鳩ヶ谷と合併し10地区になった。その鳩ヶ谷を10番目に入れることを1回考えてみてはどうかと思う。というのは市街地から郊外に向けて、順番立てをしてきていると思う。そうすると、鳩ヶ谷というのは10番目ではなくて、例えば南平の次が鳩ヶ谷になるのではないか。あまり考えたことがなかったが、せっかく鳩ヶ谷も合併し、1つのまちでやっていくのだから、鳩ヶ谷を10番目ではなく、そういう地域的なことも考えてみてはどうかと思う。

【総合政策課長】

鳩ヶ谷が10番目なのは、地域別の記載の順番が合併をしてきた順で捉えているからである。地域的な位置関係で何番目としているわけではないのでご理解いただきたい。

【会長】

個々の問題については、これから審議会でご検討いただく。

それでは、次に議事の(3)平成27年度審議会等のスケジュールについて、事務局から説明願います。

(3) 平成27年度審議会等のスケジュールについて

【総合政策課長】

資料4をご覧ください。次回からの大まかな策定スケジュールを示している。まず、今年度については、本日が最後の審議会となる。次年度の開催までに、先ほど説明した構成に基づき、担当部局との連携の下、学識の先生方に意見をいただきながら、基本計画案の策定を進めていく。

平成27年度の第1回目の開催であるが、記載のとおり、6月3日に開催させていただ

くので、よろしくお願ひしたい。

その後の開催日程についても、早急に設定したいと考えているが、予定としては、7月から11月初旬までに7回開催し、先ほど説明した5の「基本計画」をすべてご審議いただきたいと考えている。そして、序論・基本構想を含めた「総合計画案」を、11月中旬から12月中旬にかけてパブリックコメントを行う。

そして、パブリックコメントでの意見を反映させ、調整した案について、1月に審議会を開催し最終的な審議を行い、答申としてまとめる。答申は正副会長から市長へ行うが、その答申日をもって、委員の皆さんの任期が終了となる。

ご審議いただきたい内容や分量を考えると、かなり厳しいスケジュールだと予想されることから、基本構想と同様に、会議の場以外でも意見をいただけるよう、その都度期間を区切り、効率よくたくさんの意見をいただき、反映していくように進めたいと考えているので、委員の皆さんのご協力をお願いしたい。答申後は、平成28年3月議会に一般議案として上程を予定しており、議決がいただけたら、平成28年4月1日から第5次川口市総合計画がスタートとなる。総合計画書としては、正本を1750部、概要版を3000部作成する予定である。委員の皆さんにもお渡ししたいと思っている。

次回からご審議いただく内容は、基本構想の内容と異なり、より具体的な施策の内容が盛り込まれていることから、各担当部局に関わる詳細な意見をいただくことになる。

委員の皆さんの意見に対し、事務局のほか、本審議会の幹事である各担当部局の部長、課長で適宜対応するのでよろしくお願ひしたい。説明は以上である。

【会長】

ただ今、今後のスケジュールについて、事務局から説明があった。話があったように、次回の審議会は6月3日ということであり、そのあと7月から5カ月間で、7回審議会を開催するという、かなり大変な日程になると思う。しかも内容もかなり具体化した内容を皆さんでご検討いただくわけである。あらかじめ皆さんにもご承知おきいただきたい。委員の皆さん方から質問はあるか。

【委員】

(なしとの声あり)

【会長】

質問がないようなので、このような日程で進めたいと思う。

(4) その他

【会長】

その他であるが、委員の皆さんの方から何かあるか。

【委員】

(なしとの声あり)

【会長】

それでは事務局から何かあるか。

【総合政策課長】

参考資料をご覧いただきたい。先ほどスケジュールで、基本構想を議会に上程する予定を説明した。それに伴う条例整備が必要であったが、昨日開催された平成27年第1回川口市議会定例会において、「川口市総合計画策定条例」の制定が可決されたので、その報告と内容について、説明する。

まず、この経緯であるが、平成23年の地方自治法の一部改正により、いままで法律で規定されていた、市町村の基本構想について議決を経て策定する義務がなくなった。つまり法律で義務とされていた縛りが無くなったことにより、基本構想の策定や議決が市町村の判断に任されたわけである。第3回の審議会での質問に答えたとおり、本市は、市の目指すべき方向性、政策目標の基礎となる総合計画は必要であるとの考えから策定を進めてきた。また議決についても、市政は行政と議会が両輪となって進めていくものであり、また市議会議員は市民から選ばれた代表者であることから議決は当然であるとの考えのもと、策定と議決の根拠となる本条例を制定したものである。

それでは、条例の内容について説明する

まず、第1条では、本条例の趣旨として、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、計画策定についての必要な事項を定めるものであること。第2条では、基本構想、基本計画、実施計画の用語の意義を示し、第3条では、総合計画の構造を、第4条では基本構想と基本計画の策定や改定、変更については、総合計画審議会へ諮問することなどを定めている。さらに第5条では、基本構想の策定、変更にあたっては、議会の議決を経ることを定めている。第6条では総合計画の公表を、第7条では個別の分野別計画は総合計画との整合を図って策定および変更することを定めている。第8条から第16条までは、川口市総合計画審議会についての規定の記述で、既存の「川口市総合計画審議会設置条例」を整理した内容となっている。変更点としては、川口市総合計画審議会設置条例では、委員について、「市政の各分野に深い見識を有するものうちから市長が委嘱する」となっていたが、本条例では、第11条に規定しているように、(1)市民、(2)市内の民間団体から選出されたもの、(3)知識経験者、(4)学識経験者、(5)その他市長が特に必要と認めるものというように、委員の構成をより明確に示している。最後の附則では、1として、本条例は平成27年4月1日から施行すること、2として本条例の施行により、川口市総合計画審議会設置条例は廃止となること。3として、現在開設している総合計画審議会は、本条例の第8条の規定により設置されたものとみなされること。4として、現在の委員、会長・

副会長、幹事であるものも本条例の規定により、委嘱、互選、任命されたものとする。最後の5として、現在市長から審議会に対しての諮問については、本条例第4条第1項の規定により、なされたものとみなすことなどを記述している。つまり、本条例の施行後も、現審議会の皆さんの、委員としての立場はそのままであるので、答申までよろしくお願ひしたい。説明は以上である。

【会長】

ただ今事務局から、川口市総合計画策定条例について説明があった。この条例について何か質問はあるか。

【委員】

(なしとの声あり)

【会長】

それでは次回の審議会について、おさらいになるが、再度申し上げる。

第5回審議会は、6月3日水曜日、午後2時から、会場は本日同様、この場所で行うので、よろしくお願ひしたい。その後のスケジュールについては、会場の都合、あるいは出席状況等を考慮しながら、次回、審議会までに示せるよう、事務局と調整していきたいと思う。それでは事務局から何か事務連絡はあるか。

【総合政策課長】

事務連絡をさせていただく。まず1点目であるが、表紙がピンク色の第5次川口市総合計画案文については、本日の審議をもって調整事項等も含め、全て審議をいただいた。今後、修正等を反映した清書版を作成して、できあがり次第、委員の皆さんにお送りしたいと思います。続いて、2点目であるが、今後ご審議いただくことになる基本計画案文については、審議会前までにご覧いただく時間を確保するためゴールデンウィーク明けになると思うが、なるべく早めに送付したい。

最後に3点目であるが、先ほど、会長のほうからもお知らせいただいたが、次回の開催は6月3日水曜日、午後2時から、会場は本日同様こちらの鳩ヶ谷庁舎である。各公共交通機関でお越しになる場合の案内等については、次回の開催通知と同封させていただくので、よろしくお願ひしたい。事務局からは以上である。

3. 閉会

・会長より閉会宣言があった。

以上